

別記様式第2号（第12条関係）

受付番号	令和4年 第3号
受付日	令和4年 7月11日
質問者	豊田 政典 議員

文書質問答弁書

回 答 日：令和4年7月25日
担 当 部 局：市民生活部、財政経営部

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく豊田政典議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

■質問

「マイナンバーカードの普及に関して」

令和4年7月6日、総務省がマイナンバーカードの取得率平均未達の約630地方自治体に対して「圧力」的要請を行なった、という記事が新聞各紙で一斉に報じられた。7/6『中日新聞』報道をもとに、以下の質問を致します。

Q1 四日市市民のマイナンバーカード取得率推移について、2021年から最新までの、数字を示して下さい。

Q2 四日市市は総務省から、「重点的フォローアップ対象団体」に指定されたことはありますか？

Q3 報道によると、総務省は来年度から取得率に応じて地方交付税の配分額に格差をつける方針を表明した、とあります。これが事実であるとすれば私は、地方分権・地方自治の理念に反する不当な「圧力」である、との強い怒りを抱くものであるが、四日市市は地方公共団体として、この方針をどのように受け止めているのでしょうか？

また、この件・方針について、国に対して何らかのアクションを行ないましたか？予定していますか？

■答弁

A1

四日市市民のマイナンバーカード取得率の最近の推移について、以下のとおりお答えします。

R2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	11.58%	11.87%	12.33%	13.08%	14.06%	15.05%	16.47%	18.04%	19.68%	20.98%	21.90%	23.65%

R3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	25.40%	27.16%	29.03%	31.14%	33.40%	34.52%	35.12%	35.86%	36.78%	37.75%	38.37%	39.35%

R4年度	4月	5月	6月
	40.07%	40.57%	41.01%

A 2

四日市市が総務省から、「重点的フォローアップ対象団体」に指定されたことの有無について以下のとおりお答えします。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年6月18日閣議決定）において「令和4年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指す。」とされたことにより、「経済財政運営と改革の基本方針2022」や「デジタル田園都市国家構想基本方針」（ともに令和4年6月7日閣議決定）においてもマイナンバーカードの普及を強力に推進し、市町村における交付体制の強化に向けた支援を行うとされました。

こうしたことから、総務省はマイナンバーカードの普及促進に向けて、令和4年5月のマイナンバーカード交付枚数実績分より基準を設け、重点的フォローアップ対象団体を選定することとしました。

中核市・特別区・人口20万以上の市の場合、「交付枚数率45.5%未満、かつ、先月からの伸び率が0.6%未満」が対象とされ、本市は令和4年5月実績分において、交付枚数率40.57%、先月からの伸び率が0.5%であったことから重点的フォローアップ対象団体と選定されました。

また、令和4年6月実績分においては「交付枚数率46.1%未満、かつ先月からの伸び率が0.61%未満」が対象とされ、本市は交付枚数率41.01%、先月からの伸び率が0.44%であったことから令和4年6月実績分においても引き続きフォローアップ対象団体と選定されています。

なお、総務省の報告によると、全国の重点的フォローアップ対象団体数は令和4年5月末時点で625団体が選定されています。

A 3

総務省が来年度からマイナンバーカード取得率に応じて地方交付税の配分額に格差をつける方針を表明したことの受け止め方及び対応についてお答えします。

国の動きにつきましては、令和4年6月7日に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想基本方針」において、「マイナンバーカードの普及状況等を踏まえた交付税算定の検討」の取組方針を掲げ、総務省自治財政局交付税課で「2023年度から、マイナンバーカードの普及状況等も踏まえつつ、マイナンバーカードの交付率を普通交付税における地域のデジタル化に係る財政需要の算定に反映することについて検討する」とこととされたところです。

また、報道によりますと、6月19日、総務大臣は、視察先の島根県太田市で記者団に対し、各自治体のマイナンバーカードの普及状況などを来年度からの普通交付税算定に反映することを検討する意向を表明し、「今後、カードの普及が進んだ自治体で、カードを使った行政サービスが一層展開されると考えている。地域のデジタル化の財政需要を的確に反映する観点から検討する」と述べたとの記事がありました。

さらに6月21日、総務大臣会見において、記者からの質問として、「マイナンバーカードについて伺う。政府は、デジタル田園都市国家構想の基本方針で、マイナンバーカードの普及状況を交付税の算定に検討する方針を示している。これについて、交付税による政策誘導ではないかという指摘もあるかと思うが、こうした指摘について大臣の見解を教えてください。」と問われたところ、大臣からは、「マイナンバーカードは地域のデジタル化の基盤となるツールであり、今後、カードの普及が進んだ自治体においては、カードを利活用した行政サービスを含む地域のデジタル化に係る取り組みが他の自治体に比してより一層展開されるものと考えております。カードの交付率を普通交付税の算定に反映することについての検討は以上のような状況を踏まえて行うものであり、ご指摘のような政策誘導といった観点ではなく、地域のデジタル化に係る財政需要を的確に反映する指標との観点から検討していくこととなるものであります。カードの交付率によって普通交付税が減額されるといったことに対しては、報道等も含めて心配をされる向きがあるようですが、普通交付税が減額されるといったような趣旨のものではなくて、自治体における地域のデジタル化に係る財政需要を的確に反映し、自治体の取り組みをしっかりと支えるという考え方で検討を進めているところでございます。デジタル化を進めるにおいては、自治体において財政需要が増えていくわけでございますので、そういう観点から今後検討を進めてまいりたいと思っております。今後は、カードが全国的に普及していく中で、各自治体におけるデジタル化に係る財政需要とカードの交付率の状況等も踏まえつつ、令和5（2023）年度か

らの算定に反映することについて検討していくこととなります。」と回答がありました。

その後、全国各地の首長の記者会見等において、具体的な制度設計はこれから検討されるため現時点では判断しかねるものの、カードの取得促進や普及率向上に要する経費を努力した実績に応じて算定するのであれば国の考え方は理解できる、あるいは、交付税を減額するのではなく、デジタル需要の高まりに応じて自治体の財政需要を的確に把握する観点から算定方法を検討しているのであれば理解できるという趣旨の発言などが報道されております。

本市でも、このような国の動向や報道等を注視していますが、来年度以降の普通交付税の算定にマイナンバーカードの普及率をどのように反映させるのか具体的に示されていない現段階で、本市への影響を判断しかねるところです。

いずれにいたしましても、本市では、この件に関し、現時点で国へ何らかのアクションを行ったことはなく、総務大臣から、マイナンバーカードの普及率によって、普通交付税を減額する趣旨ではなく、自治体における地域のデジタル化に係る財政需要を的確に反映し、自治体の取り組みをしっかりと支えるという考え方で検討を進めるとの説明があったと認識していることから、今後も国に対して要望活動等を行うような当面の予定はありません。